

家電リサイクルに関連するその他の動きについて

平成30年12月10日
環 境 省

① 大規模災害発生時の
特定家庭用機器廃棄物に係る対応

近年の大規模災害に係る対応について

- 地震や台風、集中豪雨等の大規模災害は近年頻発しており、毎年の被害は大きくなっている。こうした大規模災害に伴い発生する大量の災害廃棄物に関し、その処理を迅速かつ適正に行うため、環境省としても関係団体・事業者等と連携して支援を行っている。
- 特に、平成30年7月豪雨により発生した特定家庭用機器廃棄物の処理に関し、国及び一般財団法人家電製品協会等の関係事業者において、以下の取組を実施。
- 今後とも、被災地域のニーズを踏まえた支援を行っていくため、緊急時の情報共有体制の構築等を進めていく。

<主な対応>

- 発災直後に、国から被災地域の自治体に対して、大規模災害により被災した家電の処理について対処方針の概要等を示した事務連絡を発出するとともに、関係事業者に対して、応急対応への協力要請を実施。
- 環境省において、現地支援チーム経由で各市町村における仮置場の状況の把握、特定家庭用機器廃棄物の処理方針の確認を実施。
- 環境省と連携しつつ、家電製品協会や製造業者等が被災自治体からの要望・問合せに対応(岡山県、広島県、愛媛県 他)
 - ・ 個別の仮置場から指定引取場所等への運搬に係る調整
 - ・ 土砂等により著しく汚れたものや破損したものであっても可能な限り引取り
 - ・ 被災自治体からの要請があった場合の自治体用家電リサイクル券の早急な手配



(参考)災害などに備えた家電リサイクル券(自治体用券)に関する自治体への周知資料

自治体の皆様へ ～災害などに備えた家電リサイクル券(自治体用券)の用意について～

平成30年4月 経済産業省・環境省・一般財団法人家電製品協会

家電リサイクル券(自治体用券)を用意しておく、災害などに伴い特定家庭用機器廃棄物が発生した場合において、製造業者等への引渡しを迅速に行うことができます。

① 概要

- ◆ 家電リサイクル券(自治体用券)は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC)がシステムの運営を行っている、自治体(一部事務組合等を含む。)向けの家電リサイクル券です。
- ◆ 自治体は、家電リサイクル券(自治体用券)を用いて、特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの)について、指定引取場所で製造業者等に引き渡すことが可能です。

② 費用

- ◆ 自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用意するに当たって、自治体の費用負担は生じません。
※自治体においては、入会費・年会費・家電リサイクル券印刷費・家電リサイクル券郵送費は発生しません。
- ◆ 災害などに伴い自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用いて特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所で製造業者等に引き渡す場合、リサイクル料金は原則として翌月初旬にRKCから自治体に送付される請求書により、まとめて口座振込で支払うこととなります。
※災害に伴い発生した特定家庭用機器廃棄物に関して自治体が負担するリサイクル料金については、国庫補助(環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」)の対象となり得ます。

③ 入会手続

- ◆ 入会申込書に必要事項を記入してRKCに郵送します。通常、入会申込書の到着後2週間程度で入会手続が完了します(申込みが集中する期間については、この限りではありません。)
- ◆ まずは下記ホームページを御覧の上、入会申込書や会員規約等をRKCに御請求ください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC) 家電リサイクル券(自治体用券)紹介ページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>

RKCコールセンター

TEL0120-319640 (午前9時～午後6時(日・祝休))

平成30年8月6日追記

自治体用券をお急ぎで必要とする場合の相談先(災害発生時)
一般財団法人家電製品協会(Tel.03-6741-5607)

② 中国等による固体廃棄物の輸入規制について

<中国政府の動き>

- 2017年7月：「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を公表
 - 一部の地域で環境保護を軽視し、人の身体健康と生活環境に対して重大な危害をもたらしている実態を踏まえ、固体廃棄物の輸入管理制度を十全なものとする、固体廃棄物の回収、利用、管理を強めることなどを基本的な思想とし、以下の点を盛り込む
 - 2017年末までに環境への危害が大きい固体廃棄物の輸入を禁止する
 - 2019年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止する
 - 国内の固体廃棄物の回収利用体制を早急に整備し、健全な拡大生産者責任を構築し、生活ゴミの分別を推進し、国内の固体廃棄物の回収利用率を高める
- 2017年8月：「輸入廃棄物管理目録」の公表（施行日：2017年12月31日）
 - 非工業由来の廃プラスチック（8品目）、廃金属（バナジウム）くず（4品目）などの4類24種の固体廃棄物を「固体廃棄物輸入禁止目録」に追加
- 2018年4月：固体廃棄物の段階的な輸入停止方針を公表
 - 2018年12月末に、工業由来の廃プラスチック、廃電子機器、廃電線・ケーブル等の輸入を停止する

<タイ政府の動き>

- 2018年6月：電子廃棄物や廃プラスチックの輸入制限を強化
 - 廃プラスチックの違法輸入業者に対して、取締り強化するとともに、新規輸入許可手続の停止を実施。併せて、廃プラスチックの輸入を一律禁止にする検討の方針

<マレーシア政府の動き>

- 2018年9月：10月23日以降、廃プラスチック1トンにつき15リングットを課税すると発表
 - 輸入許可基準が追加され、より厳格化。MIDA（マレーシア投資開発局）の承認も必要

(調査の概要)

- 中国の輸入禁止措置等による国内への影響を把握するため、都道府県、廃棄物処理法上の政令市及び廃棄物処理業者に対し、アンケート調査を実施。
- 実施期間：平成30年8月（平成30年1月から7月までの状況について回答依頼）
- 回答率：都道府県及び政令市 83.6%（47都道府県及び75政令市のうち38都道府県及び64政令市から回答）
廃棄物処理業者 28.9%（調査対象605社のうち175社から回答）

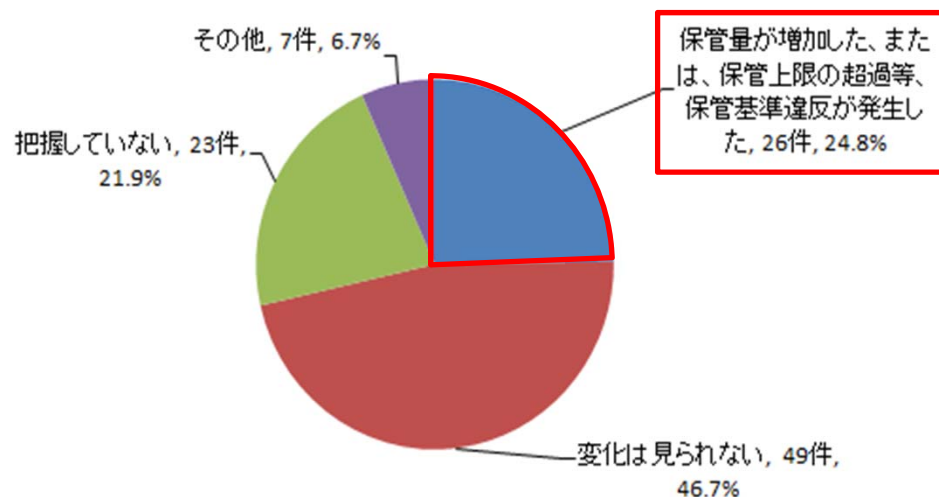
(調査結果の総括)

- 外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、平成30年7月末時点では、本アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていない。
- 一方、現時点では生活環境の保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していること、一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況。

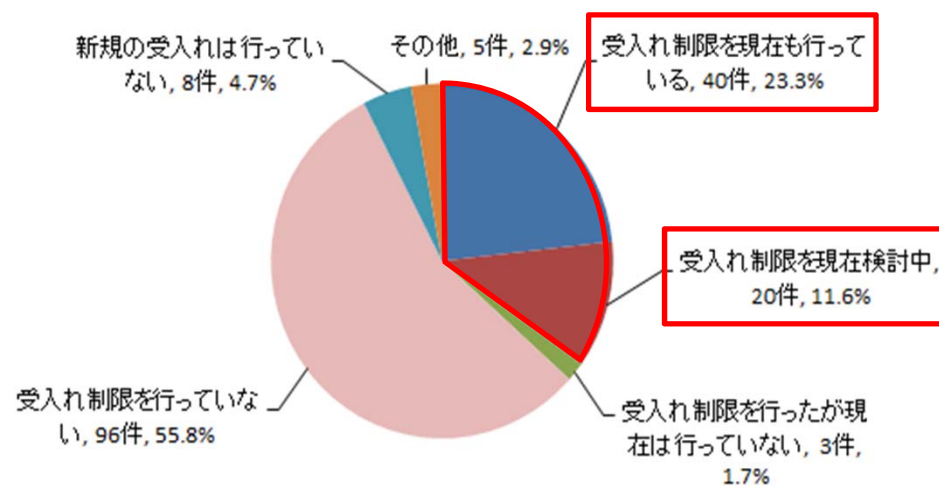
(今後の対応)

- 外国政府の動向も踏まえながら、国内における廃プラスチック類の処理の状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。
- 加えて以下の対策を可能な限り速やかに講じる。
 - ① 既存施設の更なる活用や、関係団体との協力により不適正な事案の発生時も即時に対応が可能となる体制の構築を検討。
 - ② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備等を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。

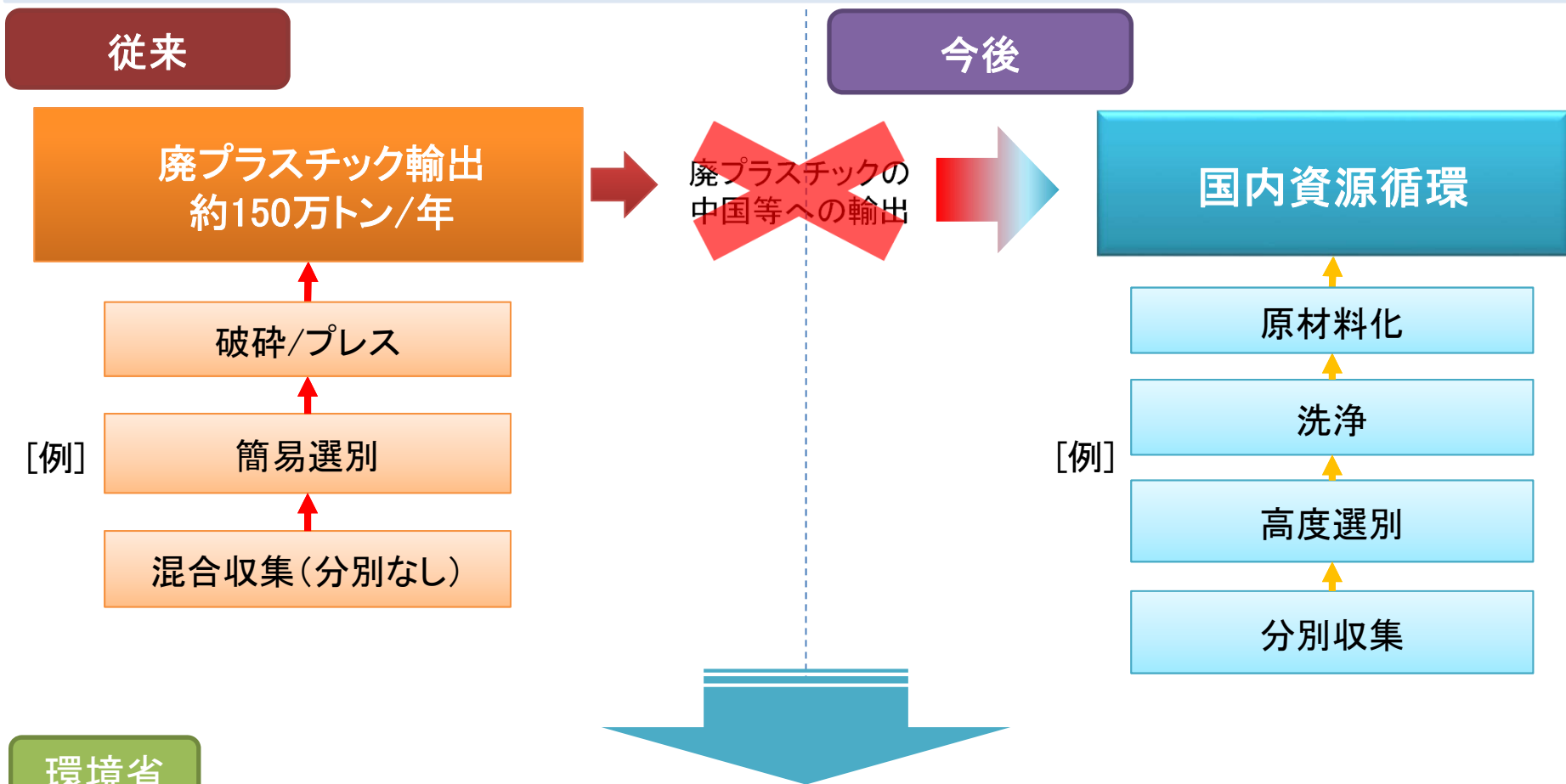
＜自治体からの保管状況の変化についての回答＞



＜処理業者からの受入れ制限についての回答＞



- 中国の輸入禁止措置を受けて国内資源循環体制の整備を後押しすべく緊急的な財政支援制度を創設（H29年11月～）



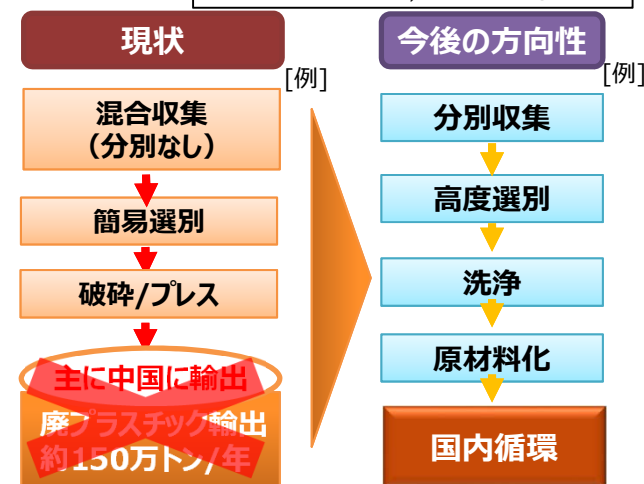
環境省

- 国内資源循環のためのリサイクル高度化設備の導入に対する国庫補助（施設整備費の1/2を補助）
- 対象者の制限なし（排出事業者、リサイクル事業者、コンパウンド業者、成型業者も可）
- 予算規模：4億円（H29年度）→ 15億円（H30年度）

背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、平成29年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、本年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO₂型のリユース・リサイクル設備や「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。

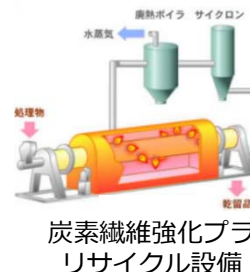
2019年度要求額
4,500百万円（1,500百万円）
（うち要望額1,500百万円）



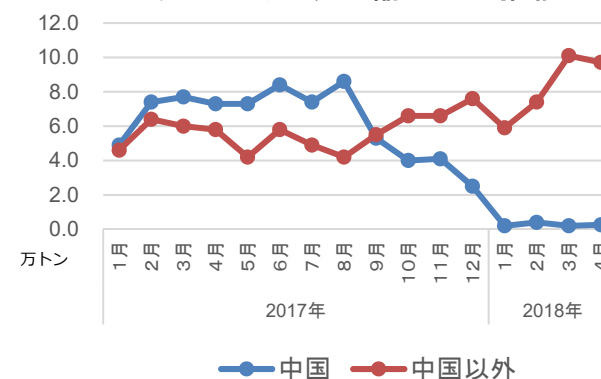
事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型（トップランナーと同水準）設備及び低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型設備の導入費用について、1/2を上限に補助。

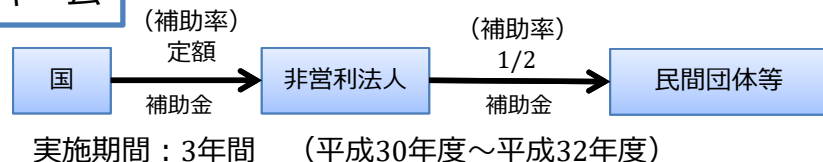
(例)



プラスチックくずの輸出量の推移



事業スキーム



期待される効果

- ・ 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進（平成32年度86,000tCO₂/年の削減効果）
- ・ 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化